

Q40. 委任状による議決権行使について教えてください。

総会に出席しない組合員が被委任者の氏名を記入せず、組合又は、理事長宛の提出の委任状は数に制限なく理事長、又は総会の議長に一任されたものとして、議決権行使の数に加えることができますか。

上記の場合、理事長又は議長は、他の理事又は他の組合員に委任権行使を依頼することができますか。

【Answer】

代理人の氏名が記載されていない、いわゆる白紙委任状は理事長に代理人の選定を依頼したものであって理事長又は議長に議決権の行使を一任したものではないと解されるので、設問のごとく理事長又は議長がこれを適当に議決権の数に算入することは許されず、またこれが総会において行使される際には、代理人の氏名が記入されていなければ代理権を証する書面としての効力がないことになります。

理事長又は議長が、他の理事又は他の組合員に委任権行使を依頼する場合、中小企業協同組合法第11条第2項後段及びこれに基づいて定款で規定した代理人となり得る者の範囲内において理事長に代理権を行使すべき者の選定を一任したものと考えます。

したがって、他の組合員に委任する場合は問題ないが、他の理事に委任しようとする場合は、その理事が組合員でなければならないことになります。なお、議長は総会において選任される者であるから、その選任前に代理人が指定されていなければならないので、議長が代理人の選定をすることはあり得ないものと解されます。